〃	KORsilu 15	〃	第38052号 令和７年５月27日	〃	〃
〃	KEIFUAIKAZE	京成バラ園芸株式会社 千葉県八千代市大和田新田755番地	第38053号 令和７年５月27日	〃	〃
〃	KEIFUCIRUGE	〃	第38054号 令和７年５月27日	〃	〃
〃	MEIDODELINE	〃	第38055号 令和７年５月27日	〃	〃
〃	MEISAXA	〃	第38056号 令和７年５月27日	〃	〃

〃	Trifolium campestre Schreb.	KM2025	木村亮祐 愛知県あま市乙之子屋敷54番地２	第38013号 令和７年５月１日	〃	〃

Ⅲ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
Pyrus pyrifolia (Burm.f.) Nakai var. culta (Mak.) Nakai	鳥園（とりえん）L	鳥取県 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地	第38044号 令和７年５月21日	鳥取県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

○国土交通省告示第八百四十一号

但馬飛行場の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月二十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　設置者の氏名及び住所　兵庫県　兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目十番一号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　但馬飛行場照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　但馬飛行場内　兵庫県豊岡市

四　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように変更する。

変　更　後

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
誘導路灯	発光ダイオード、航空青の不動光	最大五カンデラ	誘導路の両外側及びエプロンの外側
		最大二十カンデラ	誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口
（略）			

変　更　前

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
誘導路灯	発光ダイオード、航空青の不動光	最大五カンデラ	誘導路の両外側及びエプロンの外側
	蛍光放電灯、航空青の不動光	最大十二カンデラ	誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口
（略）			

附　則

この告示は、令和七年八月二十九日から施行する。